

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成29年2月16日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600130 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600072 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 56 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日に訂正し、同年 1 月の標準報酬月額を 32 万円とすることが必要である。

昭和 56 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 56 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、A 社で昭和 56 年 1 月末まで勤務し、同年 2 月に B 社に転籍したにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の被保険者記録及び A 社の複数の同僚の陳述により、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、請求者は、「A 社では C 部門で勤務していた。」と陳述しているところ、上記の同僚は、請求期間頃に、A 社から同社の C 部門が独立して設立された B 社に、同部門に在籍していた請求者も転籍しており、継続して勤務していた旨を陳述している。

さらに、請求期間当時、A 社及び B 社において社会保険及び給与計算の事務を担当していたとする者は、転籍者全員が正社員として雇用されており、転籍の前後において雇用形態に変更はなく、請求期間の厚生年金保険料も控除していた旨を陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を A 社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和55年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は事業を廃止している上、当時の事業主も既に死亡しているため不明であるが、事業主が資格喪失年月日を昭和56年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主は同日を請求者の資格喪失年月日とした資格喪失届の提出を行い、その結果、社会保険事務所は請求者に係る昭和56年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600120 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600074 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 44 年 12 月 16 日から同年 12 月 15 日に訂正することが必要である。

請求者の B 社（現在は、C 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 45 年 1 月 1 日から昭和 44 年 12 月 15 日に訂正し、同年 12 月の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 44 年 12 月 15 日から昭和 45 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 44 年 12 月 15 日から昭和 45 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 21 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 44 年 12 月 16 日から昭和 45 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月 1 日から昭和 47 年 2 月 18 日まで A 社に電気係として継続して勤務していたのに、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C 社から提出された在籍証明書に記載された異動履歴、同社及び請求期間当時の同僚の回答から、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し（昭和 44 年 12 月 15 日に A 社から B 社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の B 社に係る昭和 45 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社は、昭和 44 年 12 月 15 日から昭和 45 年 1 月 1 日までの期間について、

請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600139 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600075 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、平成 24 年 4 月から平成 26 年 9 月までの標準報酬月額を 11 万 8,000 円から 20 万円にすることが必要である。

平成 24 年 4 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、平成 24 年 4 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、平成 22 年 10 月から報酬月額を変更されたにもかかわらず、その後も、報酬月額を誤った金額で届けられていたため、平成 28 年 10 月に訂正届が提出されたが、厚生年金保険の記録では訂正後の標準報酬月額は保険給付の対象とならない記録になっている。

平成 24 年 4 月からは、実際の報酬月額に応じた厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 11 万 8,000 円と記録されていたが、平成 28 年 10 月 11 日付けで当該期間に係る平成 23 年から平成 26 年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届が事業主から年金事務所に提出され、これに基づき、当該期間の標準報酬月額は 20 万円に記録訂正されている。

しかしながら、請求者の請求期間における保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、上記訂正後の標準報酬月額（20 万

円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(11万8,000円)となっている。

一方、A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び給料支払明細書から、請求者は平成24年4月から平成26年9月までの期間において、標準報酬月額20万円に見合う給与の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から20万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出したことが確認できるため、年金事務所は請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600134 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600077 号

## 第 1 結論

請求者の A 社 B 支店（現在は、A 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 63 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日に訂正し、同年 11 月の標準報酬月額を 47 万円とすることが必要である。

昭和 63 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 63 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 11 月 30 日に A 社 B 支店を定年により退職したが、厚生年金保険被保険者資格喪失日は退職日の翌日の同年 12 月 1 日ではなく退職日と同日となっており、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した A 社発行の停年による解職に係る通知書及び同社から提出された「社員名簿」から、請求者は、同社を昭和 63 年 11 月 30 日に退職したことが確認できる。

また、請求者が提出した A 社の就業規則の写しによると、同規則第 70 条（退職）の 2 補足において、「本条第 1 項第 1 号（停年に達したとき）による退職の場合は、年齢計算に関する法律により計算し、停年に達した日の属する月の末日を退職日とする。」と規定されているところ、昭和 61 年 4 月から同社 B 支店が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 11 年 7 月 1 日までにおいて、60 歳に達した後に同資格を喪失した者 30 名（請求者が記憶する同僚 2 名を含む。）の資格喪失日に係る記録は、60 歳に達した日の属する月の翌月 1 日となっている。



さらに、上記のとおり同僚 30 名の厚生年金保険被保険者資格喪失日が 60 歳に達した日の属する月の翌月 1 日であることから、当該同僚の 60 歳に達した日の属する月に係る厚生年金保険料は給与から控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 63 年 12 月 1 日であったと考えられ、請求者は、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の標準報酬月額については、A 社 B 支店における昭和 63 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、47 万円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 63 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明と回答しているが、当該期間について、事業主が資格喪失年月日を同年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を請求者の資格喪失年月日とした資格喪失届の提出を行い、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600129 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600022 号

## 第 1 結論

昭和 55 年\*月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年\*月から昭和 59 年 3 月まで

私は、20 歳になった時、A 区に居住していたが、実家にいる両親が集金人を通じて国民年金保険料を納付していたのに、請求期間が国民年金の未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を実家があった B 町（現在は、C 市）の集金人を通じて、請求者の両親が納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、D 社会保険事務所（当時）が作成した国民年金受付処理簿にある同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 59 年 4 月頃に B 町で払い出されたと推認できる上、同町が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、同年 4 月 2 日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、改製原附票によると、請求者は昭和 57 年 4 月 12 日から昭和 59 年 4 月 1 日まで A 区に住所が確認できるところ、同区は、請求期間当時、区内に住所がある被保険者の国民年金保険料を他の市区町村において納付することはできなかった旨を回答しており、請求者の主張する納付方法により、請求期間のうち昭和 57 年 4 月から昭和 59 年 3 月までに係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が提出した卒業証明書によると、請求者は昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 59 年 3 月 31 日まで学生であったことが確認できる上、上記附票には、20 歳到達前から昭和 57 年 4 月 11 日まで B 町に住所があることが確認できることから、請求期間のうち昭和 55 年\*月から昭和 56 年 3 月までは同町において国民年金の強制加入被保

険者となるどころ、同町で当該期間に払い出された請求者の国民年金手帳記号番号は確認できない。

加えて、オンライン記録による氏名検索及びE事務センターが国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600138 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600023 号

## 第 1 結論

昭和 59 年 9 月から昭和 60 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 9 月から昭和 60 年 11 月まで

私は、昭和 59 年 9 月に会社を退職した際、A 市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を同時に行い、その場で 1 か月分の国民年金保険料を納付した。それ以降の保険料については、加入手続時において、市役所の窓口で町内取りまとめ(町内会での集金)による納付方法の手続を行い、町内会で保険料を納付した。

しかし、請求期間が国民年金に未加入で、国民年金保険料を納付した記録が無いことになっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行った時期を昭和 59 年 9 月頃と主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者のオンライン記録にある国民年金の資格取得の処理日から、昭和 63 年 6 月 8 日に A 市において払い出されていることが確認でき、この頃に加入手続が行われたものと考えられ、請求者が主張する加入手続の時期と相違する。

また、A 市が管理する国民年金オンラインシステムの被保険者状況によると、請求者の資格取得日は、昭和 63 年 5 月 21 日と記録されている上、当該資格記録は請求者が交付されたとして提出した年金手帳及びオンライン記録の資格取得日と一致していることから判断すると、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、住民票から、請求者は 20 歳到達前から現在まで A 市に住所があることから、同市が請求者に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、「A市役所で国民年金に加入した際、その場で1か月分の国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、A市は、請求期間当時の事務処理では、初めて国民年金に加入される方の国民年金手帳記号番号は、後日の払出しとなる事務処理であったことから、加入手続時には国民年金保険料を納付することができず、後日納付書を送付し、納付してもらう取扱いであった旨を回答している。

また、請求者は、「請求期間の国民年金の加入は、国民健康保険の加入手続と一緒にいった。」と主張しているところ、A市は、国民健康保険の事務管理を昭和63年頃に電算化したことに伴い、従来の紙台帳は保存していないものの、管理する電算データには請求者が国民年金の加入期間と同じ同年5月21日から同年12月6日まで国民健康保険に加入していた記録となっており、請求期間に係る加入記録は確認できない旨を回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600133 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600073 号

## 第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 8 月 28 日から昭和 56 年 1 月 10 日まで

私は、昭和 54 年 4 月に A 事業所に採用され、専門学校の実習課程に就学した時期である昭和 55 年 3 月 31 日から同年 8 月 27 日までを除く昭和 56 年 9 月までの期間において、賃金職員及び臨時的任用職員として任用を繰り返しながら雇用されていたのに、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

B 事業所から提出された人事記録から、請求者は、請求期間①及び②に A 事業所において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所は、請求期間①及び②当時の資料が無く、賃金職員及び臨時的任用職員に係る社会保険の取扱い等について詳細は不明である旨を回答しており、請求者の厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、i) A 事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 19 人の資格取得年月日と B 事業所が回答した当該 19 人の A 事業所における採用日とを比較したところ、14 人が採用日以降に被保険者資格を取得していることが確認できること、ii) 当該 19 人への文書照会で回答があった者のうち 3 人は、採用時から一定期間経過後に厚生年金保険に加入した旨を回答していることから判断すると、A 事業所では、請求期間①及び②当時、必ずしも全ての賃金職員及び臨時的任用職員を、採用時から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、記載されている厚生年金保険の被保険者記録はオンライン記録と一致している。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続等を請求者の母親が行った旨を陳述しているが、請求者に係る国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿によると、請求者は、請求期間①及び②において国民年金に加入し、定額保険料に併せて付加保険料を納付していたことが確認でき、被保険者資格の喪失年月日は、いずれも請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と符合していることからすると、厚生年金保険への加入に伴い、国民年金の資格喪失届を提出したと考えるのが自然である。

このほか、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者が当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600131 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600076 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 7 月 16 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 7 月 16 日から平成 4 年 3 月 31 日まで A 社に正社員として勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間当時の A 社の役員及び請求期間前後に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、請求者は、請求期間の一部の期間から平成 4 年 3 月 31 日まで継続して同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、A 社にて昭和 63 年 11 月 1 日に同資格を取得し、平成 4 年 3 月 31 日に離職したとされていることが確認でき、当該資格記録はオンライン記録と一致している。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、請求期間当時の資料を保管していない旨を陳述しており、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、上記役員は、「新入社員には 3 か月程度の試用期間を設けており、当該期間は厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と陳述している上、請求者と同様に正社員で B 職に従事していたとする同僚は、「A 社では採用時に試用期間があったので、正社員になってから厚生年金保険に加入した。」と陳述していることから判断すると、請求期間当時、A 社では必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除



されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。